

正会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、年額2,000円とする。ただし、当分の間、1月1日から3月31日までに入会する者は入会年度のみ年額1,000円とする。
- (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

- 2 ただし、新規入会申込者は、理事長が入会を承認した後、1月以内に納入するものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(ゴールド会員への移行)

第5条 ゴールド会員へ移行を希望する正会員は、所定の移行届を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定によりゴールド会員へ移行する場合において、既に正会員会費を納入している会員についてはゴールド会員会費との差額は返還しない。

(規程の変更)

第6条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年6月21日から施行する。(第2条変更、第5条新設、第6条変更)